

議第89号

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条の2に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数

を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の6の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の7の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第12条の4の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第12条の5 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の新潟県柏崎市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和37年3月27日条例第8号）

改正後	改正前
<p>(保険税の減額)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の6の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出</u></p>	<p>(保険税の減額)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の7の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><b>第12条の5</b> <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><b>3</b> <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><b>4</b> <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

## 令和5(2023)年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)

## 補正予算(第4号)説明資料

## 【歳出】

## 1款 総務費

総務費 3,920 千円の増額は、新潟県人事委員会の勧告を考慮した職員の給与改定により、国保医療課と税務課職員の人件費を 1,841 千円増額したこと、出産される被保険者の国民健康保険税の減額に必要なシステム改修委託料 2,079 千円増額したこと、この合計により増額措置したものです。

## 6款 諸支出金

- ① 償還金及び還付加算金 26,309 千円の増額は前年度以前に交付された県交付金及び国庫補助金の超過分を、返納するために増額措置したものです。内訳は次のとおりです。
  - ・普通交付金 26,234 千円
  - ・特別調整交付金(保険事業分除く) 39 千円
  - ・災害臨時特例国庫補助金 36 千円
- ② 直診勘定繰出金 1,351 千円の増額は、直営診療施設勘定の補正に伴うものです。

## 【歳入】

## 1款 国民健康保険税

国民健康保険税 77 千円の減額は、出産される被保険者の産前産後期間分の所得割額・均等割額を減額措置したものです。

## 6款 繰入金

- ① 「2職員給与費等繰入金」1,841 千円の増額は、歳出1款総務費で説明した職員人件費が増額となったため、歳入歳出の均衡を図るため増額措置したものです。
- ② 「5その他直診勘定分」1,351 千円の増額は、歳出6款諸支出金で説明した直営診療施設勘定の補正に伴い増額となったため、歳入歳出の均衡を図るため増額措置したものです。
- ③ 「8産前産後保険税繰入金」77 千円の増額は、歳入1款国民健康保険税で説明した減額分を一般会計から繰り入れを行ったものです。

## 7款 繰越金

28,388 千円の増額は、歳出1款総務費で説明したシステム改修委託料と、歳出6款諸支出金で説明した県交付金及び国庫補助金の返納金を繰越金から支出するため増額措置したものです。

令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第4号）（案）

歳入		(単位:千円)		
科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 国民健康保険税				
一般被保険者分	1,175,472	△ 77	1,175,395	
・医療給付費分	757,265	△ 51	757,214	
・後期高齢者支援金分	323,337	△ 22	323,315	
・介護納付金分	94,870	△ 4	94,866	
退職被保険者等分	750		750	
・医療給付費分	450		450	
・後期高齢者支援金分	150		150	
・介護納付金分	150		150	
(計)	1,176,222	△ 77	1,176,145	
2款 使用料及び手数料	1		1	
3款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1		1	
(計)	1		1	
4款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,308,262		6,308,262	
保険給付費等交付金(特別交付金)	207,259		207,259	
・保険者努力支援分	41,587		41,587	
・特別調整交付金分	110,917		110,917	
・県繰入金	23,629		23,629	
・特定健康診査等負担金	31,126		31,126	
財政安定化基金交付金	1		1	
(計)	6,515,522		6,515,522	
5款 財産収入	2,456		2,456	
6款 繰入金				
一般会計(1～8の計)	860,507	3,269	863,776	
1保険基盤安定	373,930		373,930	
2職員給与費等	147,672	1,841	149,513	
3出産育児一時金等	8,458		8,458	
4財政安定化支援	129,990		129,990	
5その他	199,331	1,351	200,682	
(1)事業勘定分	0		0	
(2)直診勘定分	199,331	1,351	200,682	
6社会保障・税番号制度システム整備費繰入金	0		0	
7未就学児均等割保険税繰入金	1,126		1,126	
8産前産後保険税繰入金	0	77	77	
基金繰入金	0		0	
(計)	860,507	3,269	863,776	
7款 繰越金	9,550	28,388	37,938	
8款 諸収入				
延滞金加算金等	23,053		23,053	
雑入	27,965		27,965	
(計)	51,018	0	51,018	
合 計	8,615,277	31,580	8,646,857	

歳出		(単位:千円)		
科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 総務費	154,118	3,920	158,038	
2款 保険給付費				
一般被保険者分				
・療養給付費	5,416,737		5,416,737	
・療養費	23,012		23,012	
・高額療養費	856,022		856,022	
・高額介護合算療養費	399		399	
・移送費	10		10	
(小計)	6,296,180		6,296,180	
・出産育児一時金	12,500		12,500	
・出産育児一時金支払手数料	6		6	
・葬祭費	8,000		8,000	
・傷病手当金	875		875	
(小計)	21,381		21,381	
退職被保険者等分				
・療養給付費	90		90	
・療養費	40		40	
・高額療養費	230		230	
・高額介護合算療養費	1		1	
・移送費	1		1	
(小計)	362		362	
審査支払手数料	11,720		11,720	
(計)	6,329,643		6,329,643	
3款 国民健康保険事業費納付金				
・医療給付費分	1,154,251		1,154,251	
・後期高齢者支援金等分	463,681		463,681	
・介護納付金分	119,051		119,051	
(計)	1,736,983		1,736,983	
4款 保健事業費	122,167		122,167	
5款 基金積立金	22,456		22,456	
6款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	12,338	26,309	38,647	
直診勘定繰出金	226,668	1,351	228,019	
延滞金	904		904	
(計)	239,910	27,660	267,570	
7款 予備費	10,000		10,000	
合 計	8,615,277	31,580	8,646,857	

(単位:千円)

国民健康保険財政調整基金	
基金残額(R5.7.31現在)	1,444,701
基金繰入金(歳入6款)	0
基金積立金	0
基金残額	1,444,701

令和5(2023)年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

補正予算（第4号）説明資料

【 歳 出 】

1款 総務費

一般管理費1,351千円の増額は、新潟県人事委員会の勧告を考慮した職員の給与改定により増額措置したものです。

【 歳 入 】

4款 繰入金

繰入金1,351千円の増額は、事業勘定からの繰入金を増額措置することで歳入歳出の均衡を図ったものです。



令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

補正予算（第4号）（案）

歳入

（単位：千円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 診療収入			
外来 国保診療報酬収入	22,500		22,500
外来 社保診療報酬収入	7,200		7,200
外来 後期高齢診療報酬収入	85,400		85,400
外来 その他の診療報酬収入	1,250		1,250
外来 一部負担金	19,060		19,060
外来 介護報酬収入	500		500
その他診療報酬収入(諸検査)	3,606		3,606
(計)	139,516	0	139,516
2款 使用料及び手数料			
施設使用料	3		3
文書料	211		211
手数料	4		4
(計)	218	0	218
3款 寄附金	4		4
4款 繰入金	226,668	1,351	228,019
5款 繰越金	4		4
6款 諸収入	5,702		5,702
合計	372,112	1,351	373,463

歳出

（単位：千円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 総務費			
一般管理費	290,238	1,351	291,589
連合会負担金	94		94
研究研修費	1,241		1,241
(計)	291,573	1,351	292,924
2款 医業費			
医療用器材器具費	8,298		8,298
医療用消耗器材費	6,045		6,045
医薬品衛生材料費	65,196		65,196
(計)	79,539	0	79,539
3款 予備費	1,000		1,000
合計	372,112	1,351	373,463

## 令和6（2024）年度の国民健康保険制度改正について

### 1 国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて

保険税の後期高齢者支援金分賦課額に係る限度額が22万円から24万円に引き上げられ、合計106万円に引き上げが行われる予定です。今後、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税条例の改正を行う予定です。

医療分	後期支援金分	介護納付金分	計（現行⇒改正）
65万円	22万円⇒ <u>24万円</u>	17万	104万円⇒ <u>106万円</u>

### 2 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げについて

保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が29万円から29.5万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が53.5万円から54.5万円に引き上げられる予定です。今後、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税条例の改正を行う予定です。

軽減割合	世帯の合計所得（世帯主と国保加入者と旧国保被保険者）
7割軽減	43万円＋（10万×（給与所得者等の数－1））
5割軽減	43万円＋（29万円⇒ <u>29.5万円</u> ×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）＋（10万円×（給与所得者等の数－1））
2割軽減	43万円＋（53.5万円⇒ <u>54.5万円</u> ×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）＋（10万円×（給与所得者等の数－1））

\*旧国保被保険者とは、国保に加入していて平成20年4月以降に後期高齢者医療制度へ移行した人をいいます。

\*給与所得者等の数とは、給与所得を有する方（給与収入55万円超の方）又は公的年金等の所得を有する方（公的年金等の支給が125万円超の方（65歳未満の方は60万円超の方）で給与所得を有する方は除く。）の合計数です。なお、表中（10万円×（給与所得者等の数－1））は、給与所得者等の数が2人以上の場合に適用されます。

### 3 健康保険証の廃止

マイナンバーカードと健康保険証一体化に向けた現行の健康保険証を廃止する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5（2023）年6月9日に公布され、令和5（2023）年12月27日公布の政令で令和6（2024）年12月2日で廃止されることが決定しました。

1年間は当該の健康保険者証を利用できる経過措置が設けられていますが、国民健康保険者証は年齢到達・年次更新など有効期限が設定されていますので、廃止日以降は健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）によって医療機関等を受

診することになります。

なお、マイナ保険証を持たない方には「資格確認書」を交付することとなっています。

また、マイナ保険証の保有者には「資格情報のお知らせ」を交付することとなっており、マイナ保険証での読み取りができない例外的場合において、「資格情報のお知らせ」を医療機関等で提示し受診することになります。

廃止日以降は、マイナ保険証、経過措置として使える従来の保険証、マイナ保険証を持たない方のための「資格確認書」、マイナ保険証を持っている方のための「資格情報のお知らせ」という4つが混在する見通しです。

【特定健康診査】

地区名	年齢別対象者						受診者/集団健診(人)						受診者/個別健診(人)						受診者計(人)						受診率						
	R4			R5			R4			R5			R4			R5			R4			R5			R4			R5			
	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	
鯨波	43	87	130	41	93	134	10	36	46	10	31	41	9	16	25	8	25	33	19	52	71	18	56	74	44.2%	59.8%	54.6%	43.9%	60.2%	55.2%	
大洲	121	244	365	113	227	340	26	78	104	28	82	110	26	79	105	20	63	83	52	157	209	48	145	193	43.0%	64.3%	57.3%	42.5%	63.9%	56.8%	
西部	126	243	369	125	243	368	25	49	74	25	52	77	17	87	104	24	80	104	42	136	178	49	132	181	33.3%	56.0%	48.2%	39.2%	54.3%	49.2%	
枇杷島	185	360	545	170	356	526	45	101	146	43	108	151	32	129	161	33	115	148	77	230	307	76	223	299	41.6%	63.9%	56.3%	44.7%	62.6%	56.8%	
半田	187	459	646	193	439	632	42	114	156	44	129	173	32	169	201	31	164	195	74	283	357	75	293	368	39.6%	61.7%	55.3%	38.9%	66.7%	58.2%	
東部	310	535	845	303	483	786	49	115	164	63	142	205	31	176	207	39	146	185	80	291	371	102	288	390	25.8%	54.4%	43.9%	33.7%	59.6%	49.6%	
比角	359	664	1,023	352	629	981	56	158	214	72	167	239	60	262	322	59	245	304	116	420	536	131	412	543	32.3%	63.3%	52.4%	37.2%	65.5%	55.4%	
松波	145	283	428	133	271	404	34	79	113	37	85	122	17	88	105	16	78	94	51	167	218	53	163	216	35.2%	59.0%	50.9%	39.8%	60.1%	53.5%	
荒浜	33	103	136	38	91	129	16	58	74	15	47	62	3	19	22	2	18	20	19	77	96	17	65	82	57.6%	74.8%	70.6%	44.7%	71.4%	63.6%	
西中通	210	432	642	200	406	606	59	114	173	60	115	175	36	185	221	42	169	211	95	299	394	102	284	386	45.2%	69.2%	61.4%	51.0%	70.0%	63.7%	
上米山	10	12	22	12	10	22	1	7	8	1	4	5	0	3	3	1	3	4	1	10	11	2	7	9	10.0%	83.3%	50.0%	16.7%	70.0%	40.9%	
北鎗石	74	228	302	77	203	280	22	88	110	22	87	109	7	57	64	12	54	66	29	145	174	34	141	175	39.2%	63.6%	57.6%	44.2%	69.5%	62.5%	
高田	127	301	428	122	279	401	41	107	148	41	125	166	21	114	135	12	96	108	62	221	283	53	221	274	48.8%	73.4%	66.1%	43.4%	79.2%	68.3%	
田尻	252	530	782	250	543	793	79	166	245	92	183	275	33	195	228	23	192	215	112	361	473	115	375	490	44.4%	68.1%	60.5%	46.0%	69.1%	61.8%	
中通	58	133	191	60	122	182	19	57	76	20	51	71	8	32	40	8	39	47	27	89	116	28	90	118	46.6%	66.9%	60.7%	46.7%	73.8%	64.8%	
米山	30	80	110	27	75	102	12	24	36	9	32	41	1	22	23	3	26	29	13	46	59	12	58	70	43.3%	57.5%	53.6%	44.4%	77.3%	68.6%	
上条	30	70	100	31	70	101	5	16	21	8	15	23	2	23	25	1	19	20	7	39	46	9	34	43	23.3%	55.7%	46.0%	29.0%	48.6%	42.6%	
高浜	19	52	71	14	44	58	6	34	40	3	30	33	2	7	9	1	7	8	8	41	49	4	37	41	42.1%	78.8%	69.0%	28.6%	84.1%	70.7%	
南鎗石	58	101	159	59	92	151	19	45	64	21	48	69	4	11	15	2	13	15	23	56	79	23	61	84	39.7%	55.4%	49.7%	39.0%	66.3%	55.6%	
中鎗石	66	155	221	58	152	210	17	72	89	23	60	83	11	33	44	12	36	48	28	105	133	35	96	131	42.4%	67.7%	60.2%	60.3%	63.2%	62.4%	
野田	24	76	100	19	67	86	10	31	41	11	36	47	2	21	23	3	14	17	12	52	64	14	50	64	50.0%	68.4%	64.0%	73.7%	74.6%	74.4%	
鵜川	1	2	3	2	3	5	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0.0%	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	20.0%	
別俣	15	38	53	16	36	52	6	22	28	5	19	24	0	5	5	1	5	6	6	27	33	6	24	30	40.0%	71.1%	62.3%	37.5%	66.7%	57.7%	
北条	125	278	403	115	278	393	32	126	158	36	113	149	14	48	62	13	61	74	46	174	220	49	174	223	36.8%	62.6%	54.6%	42.6%	62.6%	56.7%	
剣野	183	407	590	164	418	582	52	114	166	53	141	194	19	156	175	23	134	157	71	270	341	76	275	351	38.8%	66.3%	57.8%	46.3%	65.8%	60.3%	
地区なし	11	14	25	13	11	24	1	2	3	5	2	7	0	7	7	1	6	7	1	9	10	6	8	14	9.1%	64.3%	40.0%	46.2%	72.7%	58.3%	
高柳	61	126	187	61	117	178	27	62	89	21	57	78	3	7	10	4	8	12	30	69	99	25	65	90	49.2%	54.8%	52.9%	41.0%	55.6%	50.6%	
西山	213	507	720	223	473	696	58	277	335	63	260	323	7	42	49	23	33	56	65	319	384	86	293	379	30.5%	62.9%	53.3%	38.6%	61.9%	54.5%	
合計	3,076	6,520	9,596	2,991	6,231	9,222	769	2,154	2,923	831	2,222	3,053	397	1,993	2,390	417	1,849	2,266	1,166	4,147	5,313	1,248	4,071	5,319	37.9%	63.6%	55.4%	41.7%	65.3%	57.7%	
																							受診率計			55.4%			57.7%		

※上記受診者以外に、今年度中に75歳になる人で誕生日前の受診者 487人(集団 202人、個別 285人)

【総合健診】

健診機関	予定者		受診者		動機づけ支援対象者				積極的支援対象者			
	R4	R5	R4	R5	R4		R5		R4		R5	
健康管理センター	700	677	570	544	52	9.1%	50	9.2%	13	2.3%	6	1.1%
柏崎総合医療センター	490	589	375	438	22	5.9%	30	6.8%	2	0.5%	2	0.5%
合計	1,190	1,266	945	982	74	7.8%	80	8.1%	15	1.6%	8	0.8%

【特定保健指導】

特定健診対象者	特定健診受診者					動機づけ支援対象者						積極的支援対象者					
	人数		受診率		R4			R5			R4			R5			
	R4	R5	R4	R5	対象者	初回面接	実施率	対象者	初回面接	実施率	対象者	初回面接	実施率	対象者	初回面接	実施率	
10,786	10,488	6,258	6,301	58.0%	60.1%	546	247	45.2%	548	248	45.3%	141	65	46.1%	152	61	40.1%

※特定健診対象者・受診者=特定健康診査+総合健診の合計

# 令和4年度(2022年度) 特定健康診査・特定保健指導法定報告確定値

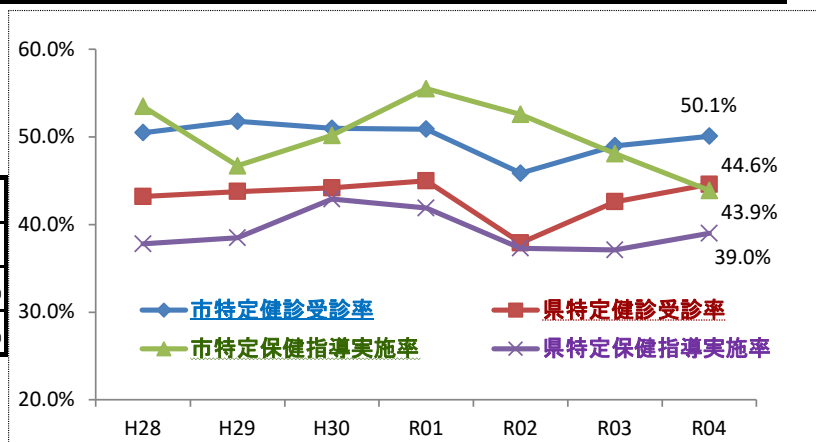
## 特定健康診査

	40—49歳			50—59歳			60—69歳			70—74歳			合 計		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
柏崎市	1,065	264	24.8%	1,289	413	32.0%	4,779	2,493	52.2%	5,430	3,126	57.6%	12,563	6,296	50.1%
新潟県	30,774	7,877	25.6%	37,920	11,134	29.4%	114,095	53,933	47.3%	132,260	67,497	51.0%	315,049	140,441	44.6%

## 合計受診率年度別推移

柏崎市	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象者数	14,358	13,922	13,640	13,473	13,540	13,212	12,563
受診者数	7,245	7,210	6,963	6,855	6,212	6,479	6,296
受診率	50.5%	51.8%	51.0%	50.9%	45.9%	49.0%	50.1%

新潟県	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象者数	375,347	363,768	351,925	344,231	344,240	332,762	315,049
受診者数	162,041	159,233	155,626	155,057	130,419	141,913	140,441
受診率	43.2%	43.8%	44.2%	45.0%	37.9%	42.6%	44.6%



## 特定保健指導

	動機づけ支援			積極的支援			合 計		
	対象者数	終了者	実施率	対象者数	終了者	実施率	対象者数	終了者	実施率
柏崎市	545	262	48.1%	136	37	27.2%	681	299	43.9%
新潟県	11,271	4,756	42.2%	3,271	921	28.2%	14,542	5,677	39.0%

## 合計実施率年度別推移

柏崎市	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象者数	822	822	793	821	677	720	681
終了者数	440	384	398	456	356	346	299
実施率	53.5%	46.7%	50.2%	55.5%	52.6%	48.1%	43.9%

新潟県	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象者数	17,457	17,347	16,401	16,873	13,735	15,130	14,542
終了者数	6,591	6,674	7,049	7,075	5,118	5,618	5,677
実施率	37.8%	38.5%	42.9%	41.9%	37.3%	37.1%	39.0%